

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 16 日

各地方整備局 総務部 契約管理官 殿
 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局 事業振興部
 工事管理課 工事契約管理官 殿
 技術管理課長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部
 技術管理課長 殿

大臣官房 地 方 課
 公共工事契約担当室長
大臣官房 技術調査課
 建設システム管理企画室長
北海道局予算課 経 理 指 導 官

東北地方太平洋沖地震に伴う緊急復旧事業の前金払の取り扱いについて

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって、甚大な被害を受けたことから、被災地域においては迅速な緊急復旧事業の実施が求められているが、緊急復旧事業を円滑に着手・実施するにあたり必要となる人員・資機材等の確保を図るためには、前金払の推進による資金供給が重要である。

については、緊急復旧事業を実施する建設業者等に対して、できる限り速やかに前金払を実施できるよう、次のとおり取り扱いを定めたので、適切に取り扱われたい。

記

○緊急復旧事業に係る前金払の推進について

従来、前払金の支払手続きは、前払金保証証書の原本を発注者に寄託することを条件に、工事請負契約書の取交し後に前払金保証がなされ、前払金の支払が行われているところである。

しかし、前払金保証証書の原本の寄託が困難であり、又は工事請負契約書の取交し以前であっても、次に示す方法により前払金の支払手続きを行えるものであるので、緊急復旧事業を実施する建設業者等に対して周知するとともに、当該業者の意向を踏まえて、積極的に活用されたい。

(1) 緊急復旧事業の暫定契約書の交付

工事請負契約書の取交し前に前払金の支払手続きを行うためには、工事の名称、契約金額（概算）、前金払の額、請負契約日（協議成立日）及び工期（暫定期間等）が確認できる書類が必要である。このため、今般の地震被害に係る緊急復旧事業において、時間的余裕がなく、工事請負契約書の取交しが後日となる場合には、速やかに「緊急復旧事業の暫定契約書」（別紙1）を2部作成の上、1部を契約業者に対し交付されたい。

(2) 事務処理の迅速化・弾力化

契約業者が発注者に提出する前払金保証証書については、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しがファックス等で発注者に対して送付されることとなっているので、このような際には、契約業者からの証書原本の提出を待つことなく、保証事業会社から送付された写しを用いて、前金払に係る支払手続きを行っても差し支えないものとする。

なお、業務においても上記と同様の対応とし、土木設計業務等委託契約書の取交しが後日となる場合には、別紙2を2部作成の上、1部を契約業者に対し交付されたい。